

令和4年12月

浜田市総務部
浜田市都市建設部
浜田市産業経済部

令和3年発生災害に伴う建設工事の特例措置について（一部改正）

令和3年7月・8月の豪雨や令和3年台風9号により浜田市内で発生した災害の復旧工事については、早期完成に向け逐次発注しています。被災箇所の早期復旧及び工事の着実な執行を図ることを目的に、以下のとおり特例措置を講じます。

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

兼務可能件数：

発注者	要件	最大件数
(1) 浜田市のみ	全てが通常工事（災害復旧工事以外の工事）であり、令和5年度末までに発注する案件を含む場合	3件
(2) 浜田市のみ	1件以上の災害復旧工事（※）を含む場合 ※ 次の要件をすべて満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りをするうえで支障がないもの。 ① 兼務する工事の請負金額（変更契約があった場合は変更後の額。）がいずれも税込4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満。）であること。 ② 発注者と常時携帯電話等で連絡が取れる状況にあり、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の対応が可能なこと。 ③ 現場代理人の兼務に関する特記仕様書が工事特記仕様書にあわせて添付してあること。	10件
(3) 島根県及び浜田市	島根県における緩和要件を満たし、かつ浜田市の要件を満たす場合	5件

兼務の可否についての詳細は別紙のとおり。

受注者は、兼務状況を様式1により市長に申請をし、承認を得ること。

適用：令和5年1月1日以降に入札案内（随意契約の場合は見積依頼を含む。）を行う案件から適用とする。

注意事項：現場代理人の常駐義務の緩和により、主任技術者の専任義務が緩和されるものではない。

2 入札における発注標準の変更について（格付対象工事）

対象工事：標記に伴う災害復旧工事のうち、土木一式工事

内容：通常工事において設定している入札参加可能な価格帯に関し、災害復旧工事にあつては格付上位者に設定してある下限を取り除く。

浜田地域内で施工する工事の場合

通常工事		等級			災害復旧工事		等級		
設計額	入札方式	A	B	C	設計額	入札方式	A	B	C
		5000万円以上	一般競争						5000万円以上
5000万円未満 2500万円以上					5000万円未満 2500万円以上				
2500万円未満 2000万円以上					2500万円未満 2000万円以上				
2000万円未満 1500万円以上					2000万円未満 1500万円以上				
1500万円未満 1000万円以上					1500万円未満 1000万円以上				
1000万円未満 300万円以上	指名競争				1000万円未満 300万円以上	指名競争			
300万円未満 130万円以上					300万円未満 130万円以上				

金城、旭、弥栄、三隅地域内で施工する工事の場合

通常工事		等級			災害復旧工事		等級		
設計額	入札方式	A	B	C	設計額	入札方式	A	B	C
		2000万円以上	一般競争	A+B				2000万円以上	一般競争
2000万円未満 1500万円以上	A+B+C'				2000万円未満 1500万円以上			C' のみ	
1500万円未満 1000万円以上	A+B+C				1500万円未満 1000万円以上				
1000万円未満 300万円以上	指名競争	B+C+A			1000万円未満 300万円以上	指名競争			
300万円未満 130万円以上		C+B+A			300万円未満 130万円以上				

C' は、等級のCに格付された者であつて、前々年度及び前年度に完成した市が発注した建設工事の竣工検査の評定点のある工事が2件あるもののうち、その評定点の平均値が、当該工事が2件以上ある者の評定点の平均値以上の者をいう。